

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域公共交通支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域と市町村とが一体となっていく、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入若しくは維持又は貨客混載の導入を支援するため、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 移動手段確保支援事業

地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入若しくは維持に必要なハード事業又はソフト事業

(2) 貨客混載推進事業

貨客混載の導入に必要なハード事業又はソフト事業

2 補助対象とする事業期間は、原則として、単年度とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表の(1)エを除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金の減額又は200万円以上の減額の変更。ただし、移動手段確保支援事業における自家用有償旅客運送運転者資格取得講習会の受講料に係る補助金の減額を除く。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

- 2 知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遂行状況の報告及び繰越の申請等)

第10条 知事は、必要があると認められた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しがたいと認められ、補助事業を年度を越えて実施する必要がある場合は、別記第3号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第9条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により年度終了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助金

の交付決定額（第9条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第13条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（3）補助事業の目的を達成し得なかったとき。

（4）正当な理由がなく規則又は要綱の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。

（5）補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

（6）前各号に掲げるもののほか、知事が不相当であると認めるとき。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（事業成果のフォローアップ）

第14条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね3年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1号及び第3号から第5号まで、第10条、第11条第4項、第13条、第14条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項、第10条第2項及び第11条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条、第4条関係）

事業名	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担
(1) 移動手段確保支援事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通計画等の策定、広報等による利用促進活動等	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等） 地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等） 利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費） 	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 市町村が委託等を行う交通事業者 NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 市町村が認める団体等 	2分の1以内	負担を要する（注）
	イ 新たな取組の実証運行に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等による運行費又は運行委託料	<ul style="list-style-type: none"> 運行に係る経費（人件費、通信費、交通事業者への委託料、補助金等） 				
	ウ 運行に必要な車両等に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等の運行に必要な車両の購入又は改造、待合所の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造 車両のラッピング 乗降場所の整備 冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ） 				
	エ 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等）運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額	<ul style="list-style-type: none"> 認定事業者が国土交通大臣に届け出ている受講料から、受講者負担分（5,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額）を除いた額 	国土交通大臣認定事業者	定額		
(2) 貨客混載推進事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等） 地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等） 利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費） 	市町村等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 貨物運送事業者 旅客運送事業者 NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 市町村が認める団体等 	2分の1以内	負担を要する（注）
	イ 新たな取組の実証運行に要する経費 貨客混載による運行費又は運行委託料	<ul style="list-style-type: none"> 運行に係る経費（人件費、通信費、事業者への委託料、補助金、保管施設リース料等） 				
	ウ 運行に必要な車両等に要する経費 貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造 車両のラッピング 保管施設・設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等） 冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ） 				

(注) 補助事業者の負担割合については、特に定めない。

別表第 2（第 6 条、第 7 条、第 13 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。